

令和2年12月7日告示第5号について

【ご意見・ご要望】（投稿日：2020年12月9日）

標題の告示について質問します。

令和2年12月7日告示第5号は、「12月集会実行委員会」を名乗る団体が呼びかける、「京大学生処分撤回・阻止 12月緊急集会」と称する集会に参加しないよう求める注意喚起であると認識しています。ここで、告示中にある「上記の集会には、本学ウェブサイトにおいて、「吉田南1号館の封鎖について（2015年10月28日）」として掲載している吉田南1号館の封鎖に関わった、中核派系全学連（全日本学生自治会総連合）が参加を呼びかけている。」という部分は、集会に参加しないことを求める理由の一つとして書かれたものなのでしょうか。

【回答】（回答日：2021年1月4日）

（回答部署：教育推進・学生支援部）

令和2年12月7日に発出しました告示第5号は、本学が定める京都大学学内集会規程に違反する集会に関わらないよう注意を促すものです。

加えて、同告示に記載している集会には、本学ウェブサイトにおいて、「吉田南1号館の封鎖について（2015年10月28日）」として掲載している吉田南1号館の封鎖に関わった、中核派系全学連（全日本学生自治会総連合）が参加を呼びかけていることが確認できましたので併せて注意を促しています。